

第1回 国立市男女平等推進市民委員会

1. 日時 令和6年(2024年)6月20日(木)午後3時~5時
2. 場所 くにたち市民総合体育館 第1・第2会議室
3. 出席者
委員 9名 秋元委員、飯島委員、太田委員、金井委員、川口委員、熊谷委員、永田委員、山下委員、吉川委員
事務局 6名 松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木市長室長補佐、金田係長、西村主任、岩元主任

【事務局】 令和6年度第1回の国立市男女平等推進市民委員会を始めます。委員長と副委員長が決まるまで、事務局である政策経営部市長室の方で進行いたします。本日は本田委員が欠席で、川口委員がオンライン参加です。

まず皆様に市長から委嘱状をお渡しします。

(委嘱状交付)

【永見市長】 皆さん、こんにちは。国立市長の永見です。国立市男女平等推進市民委員会の委員をお受けいただき、本当にありがとうございます。2年間、皆さんにお世話になります。よろしく願います。女性支援新法に基づく計画を、国立市でどのように作っていったらいいか、委員長を互選いただきましたら諮問したいと思います。

この後来られるJ i k k aの遠藤さんは、J i k k aが出来る前からよく存じ上げています。多くの課題があるということ、現場に行ったり直接ご本人にお会いしたりする中でお聞きしています。国立市民に留まらず、いろいろなところから支援を求めて来られる方がいます。寄り添い型の女性パーソナルサポート事業を、J i k k aとともに組み立てて、ご指導いただきながら、やっとここまで来たという感じですが、様々な方々のお力で今度は法律が出来たということで、しっかりとした計画を作って、これまで積み上げてきたものの上に、さらに展開が出来たらと思います。

皆さんの英知をお借りして、良い計画づくりに取り組んでまいりたいと思います。ジェンダー平等、そして困難を抱える女性が、私の言葉で言うと「後ろを振り向かなくていい」そういう生活ができる環境を作っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【事務局】 委員会の事務局の職員を紹介いたします。

(事務局紹介)

【事務局】 ここで皆様、初顔合わせとなりますので、自己紹介をお1人1分程度でお願いします。

【秋元委員】 皆さん、こんにちは。秋元有紀と申します。通算20年ほど国立市に住んでいます。高校生と中学生の子どもがいて、国立市で子育てをしてきました。また、女性のキャリア支援をするような会社で10年ほど働いているのと、3年ほど前に学校の先生方のチームづくりや学校づくりをするようなNPO法人を立ち上げていて、いろいろな関係性、社会や人とどうやって関わっていくかに関心があります。

今回この市民委員に応募した思いとしては、10年ほど女性のキャリア支援をしている会社で働いている中で、女性たちがいきいきと自分のキャリアを主体的に選択していくことが難しいという課題感を持っていて、現場の声も聞く中で、少しでも貢献できることがあるのではないかと思います。

また、国立市がジェンダー平等やセクシュアル・マイノリティへの支援を先進的にやられているのを誇りに思っているのですが、私自身の身近にセクシュアル・マイノリティの当事者がいて、よく声を聞かせていただいているので、何かしら貢献したいなと思って応募した次第です。

ジェンダー平等というところの、みんながいきいきと働いたり生活したりできるような国立市になるよう、一層取り組むというところに貢献していきたいと思います。よろしく願いいたします。

【飯島裕子】 こんにちは。飯島裕子と申します。私はこの4月から桜美林大学の健康福祉学群の社会福祉専修に所属しています。私は国立市民ではなく、東久留米からまいりました。国立市との関わりとしては、大学院が一橋大学でした。

ライターとして、ホームレスの人が売るビッグイシューという雑誌を書いたり、女性や貧困に関する記事を書いたりしています。J i k k aの取り組みを取材させていただいて、女性新法の流れなども知り、今回こういったことに関わることができて、非常にありがたく、いろいろ勉強させていただこうと思っております。よろしく願いいたします。

【太田委員】 太田と申します。今期でこちらの委員をさせていただくのは3期目となりまして、3期までという決まりがあったかと思っておりますので、最後のお務めをさせていただければと思っております。この委員会に参加させていただいて、様々な取組ですとか、これからやろうとしていることの計画づくり等とても学ぶことが多く、毎月の会議を楽しみに参加してきました。またもう1期参加させていただけるということで、大変ありがたく思っています。また今期は先ほど市長からのお話にもありました通り、新しい法律のもとでどんな取組みをどんな計画で進めていくのかという、大変重要な議論ができるということで、皆様と様々に意見交換できることを本当に楽しみにしております。よろしく願いいたします。

【金井委員】 こんにちは。公募市民の金井と申します。私はソーシャルワーカーで、普段は東京都社会福祉協議会のボランティアセンターで、市民活動団体の運営相談をしたり、複数の自治体のセクシュアル・マイノリティの電話相談や男性の電話相談などを担当したりしています。生活困窮や暴力被害などで住まいがなくなった、セクシュアル・マイノリティ当事者のシェルターの運営などにも関わっています。

私自身はゲイの当事者でもあって、国立市のジェンダー平等施策について、アウトティングの問題やパートナーシップ制度など注視してまいりましたので、今後どうぞよろしくお願いいたします。

【川口委員】 川口と申します。前期の途中から委員に就任いたしました。名古屋大学のジェンダーダイバーシティセンターの客員研究員です。社会学、ジェンダー・セクシュアリティ研究の研究者ですが、本業は行政の現場にいます。

国立市との関わりとしては、私も一橋大学の大学院の卒業生として、一橋大学のアウトティング事件のときには、太田先生や吉田市長をはじめ皆様にいろいろお世話になって、ご縁があって今回もお声がけいただいたのかなと考えています。ここの審議会は公募市民の皆様が多く参加されていて、活発に議論されているので、私も大変勉強になっています。2年間よろしくお願いいたします。

【熊谷委員】 熊谷です。今期初めて委員になりましたが、社会福祉法人慈愛会が運営している女性自立支援施設「慈愛」の施設長です。女性自立支援施設というのが、今年から施行された、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律で規定された施設です。

この法律の前は、売春防止法が根拠法で、婦人保護事業という枠組みの中でやっていました。私たちの先輩たちが66年かけて、売春防止法ではなく、女性の人権という視点に立った福祉の中で女性

支援をするというところで運動してきた結果、新しい法律ができて、婦人保護施設という名称が、今年から女性自立支援施設になりました。2016年から「慈愛」の施設長を務めています。私は国立市民として、J i k k aの遠藤さんとはJ i k k aを立ち上げる前から知り合いの関係です。

また、東京都の基本計画の検討委員を、吉田室長と一緒に頑張っている意見を申し上げて、少しでもいい計画をと思ってやってきたので、今度は地元の国立市のために皆様とご一緒できて、大変わくわくしています。よろしくお願いします。

【永田委員】 こんにちは。今年度から市民委員としてお世話になります、永田賢介と申します。1年前に福岡から国立市に引っ越してきて、仕事は認定NPO法人アカツキというNPOや市民活動の支援を行う団体をしています。リモートで今も活動しているのですが、指導とかアドバイスではなく、基本的にはお話し合いの整理や聞くことがメインの仕事です。

ジェンダーのこともずっと興味があって、福岡でも男女共同参画の委員や補助金の審査員にお呼びいただいたこともあり。日々ニュースやSNSを見て、目を疑うような凄まじい女性への差別や暴力、暴力とすら認定されないような器物損壊ですみたくない扱いを見たりして、共同親権もそうですが、女性というだけでそういう扱いを受けるというのは、自分には感じ得ないところもありながらすごくおかしいと思っています。そういう女性のことだけではなくて、NPO界隈はカリスマ支援者による二次被害とか支配みたいなことも、明らかになってきたということもあつたりするので、市民という立場から今できること、見えることを、勉強できることから始めたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

【山下委員】 四ツ谷で弁護士をしています山下と申します。ライフワークは子どもの事件で、児童虐待とか学校問題とかいろいろやっていますが、セクシュアル・マイノリティの法的支援にも長年取り組んでいます。DV被害者女性側の事件も多く担当していて、過労死・過労自殺事件も多く担当する中で、それに付随してセクハラやパワハラの事件も多く担当しています。

2018年からこの委員をやっている、他の行政の委員会もいろいろ出ていますが、ここは本当に楽しくて、毎回皆さんの意見が本当に活発に出るし、私も学ぶことが非常に多いので、今期の依頼を受けたときも、二つ返事でありがとうございますという勢いで関わることになりました。これからどうぞ皆さんよろしくお願いします。

【吉川委員】 こんにちは。市民公募で2期目になります吉川と申します。私はくにたち男女平等参画ステーション・パラソルで5年目になります。2018年のレインボープライドに国立市が出たときに一般で参加して、ここはいいぞと思ってそのまま引っ越してきました。それから国立市にお世話になっているのですが、パラソルで相談業務をやっているのと、J i k k aでもケースの入力や資料づくり、システムの辺りも手伝わせていただいています。

自分自身、トランスの男性として生活しているのですが、男性として取り扱われることにもいろいろ思うことがあり、いろいろな性別の視点に立って、かつての困難女性でも間違いなくあったと自分のことを思っています。いろいろなグレーの視点を持っているのではないかと考えていて、その視点をいかしていけるのであればと考えています。どうぞよろしくお願いします。

【事務局】 皆様ありがとうございました。本日も欠席の本田委員には、次回ご挨拶いただきたいと思っております。

それでは、この会を進行いただく正副の委員長の選出に入ります。国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例施行規則第3条第2項により、委員長は委員の皆様の互選によって決める

ことになっています。自薦または他薦でどなたかいらっしゃいますでしょうか。

【山下委員】 推薦させていただきたいと思います。男女平等をはじめいろいろな点で学識が深くいらっしゃって、前期でも委員長として様々な意見を本当にうまく取りまとめてくださった実績もある太田美幸さんに、今期も引き続きお願いしたいと思います。

【事務局】 太田委員を委員長にというご発言ですが、皆様いかがでしょうか。

(拍手)

【事務局】 それでは、委員長は太田委員にお願いしたいと思います。副委員長は委員長が指名するという規定になっています。太田委員長、副委員長のご指名をお願いします。

【太田委員長】 ご推薦いただきありがとうございます。微力ながら前期のいろいろな反省を踏まえて、精一杯務めさせていただきます。

副委員長ですが、どの方も非常に深い学識とご経験をお持ちの方がお集まりで、どなたにお願いしてもという気持ちではいるのですが、前期は本田貴子委員に副委員長をお引き受けいただき、2年間サポートをしていただきました。本日ご欠席ではあるのですが、また本田貴子委員にお願いできたら、心強いなと思っています。ただ、ご欠席の方をお願いしますというのも、やや不自然な感じもするので、皆様のご意見をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

(拍手)

【太田委員長】 ご本人のご了解を得ないままというわけにはいかないと思いますので、この後ご連絡してご相談をさせていただいて、お引き受けいただけるようなら、ということでもよろしいでしょうか。ではよろしくをお願いします。

【事務局】 本田委員には事務局の方から太田委員長の意向をお伝えし、ご承諾いただけましたら後日皆様にご案内します。それでは太田委員長、席のご移動をお願いします。

続きまして、市長から太田委員長に諮問書をお渡しします。

【永見市長】 諮問書。市が、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例第18条に基づき、「(仮称)国立市困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」を策定するに当たり、貴委員会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

1. 諮問事項。「(仮称)国立市困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」について。

2. 諮問理由。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条に基づき、市町村は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画を策定するよう努めることとされています。国立市は、令和元年度に開始した民間支援団体との協働による女性パーソナルサポート事業をはじめとして、困難な問題を抱える女性への支援について、積極的かつ先駆的に取り組んでまいりました。一方、コロナ禍では雇用環境の悪化やDVの増加などにより、女性が抱える問題は深刻化し、家族関係の破綻や精神面の不調など課題の複雑化、多様化、複合化も見られます。これまでの取組を発展させ、女性を取り巻く様々な課題の解消を進めるため、基本計画の内容等について貴委員会のご意見を伺うものです。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 市長は次の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

(市長退席)

【事務局】 太田委員長から一言ご挨拶いただいたうえで、進行をお願いします。

【太田委員長】 改めまして太田と申します。国立市の大学で教員をしまして、国立市との縁は

31年前から始まっている形なのですが、様々に国立市にお世話になっています。皆様のお力を得て良い議論が進められればと、微力ながらお手伝いできればと思っています。

本日は、次第の通り順番に進めていければと思います。まずは、この委員会の運営に関わることについて、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 この委員会の運営事項について確認させていただきます。まず、こちらの委員会は原則公開となっています。本日もいらっしゃいますが、傍聴の方がいらっしゃる場合がありますのでご了承ください。また、会議の内容は録音し、委員の皆様を確認いただいたうえで、会議録としてホームページに公開しますので、そちらもご了承ください。

【太田委員長】 今説明いただいたことについて異議がなければ、このまま承認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

では続いて、配付資料の確認をお願いします。

(配付資料確認)

【太田委員長】 続いて本日の審議の進め方についてですが、この後、この委員会で審議していく内容やスケジュールについて確認します。その後、国立市の女性支援施策について、事務局から説明をいただきます。その後に、NPO法人くにたち夢ファーム J i k k a の責任者の遠藤さんから、取り組みのご紹介をいただきます。その後に時間が残りましたら、皆さん自由に意見交換の時間としたいと思います。

まず、審議内容の概要やスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 先ほどの諮問の通り、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に則った市町村計画の策定ということになります。本日は1回目ですので、全体の共通認識を合わせたいと思います。まず資料2の1. 基本情報です。

(1) の国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例は、今回の諮問に関する内容を含めて根拠となる条例です。平成30年4月に施行していて、特徴としては、アウトティングの禁止、パートナーシップ制度、女性のエンパワーメントの推進、市の男女平等施策の推進拠点の整備、これにはくにたち男女平等参画ステーション・パラソルを指しますが、こういったことを規定しています。

(2) として、専門的そして市民目線でご議論いただく審議会として、国立市男女平等推進市民会があります。位置づけは市長の附属機関で、役割としては、市長の諮問に応じて、男女平等参画の推進に関する事項について審議し、答申を作成すると。これまでは、条例の制定、パートナーシップ制度の策定、ジェンダー平等推進計画の策定、そして評価、また苦情等の処理についてもご議論いただきました。

(3) として、国立市役所内の男女平等施策の組織体制ですが、まず男女平等推進本部という副市長と部長職で構成する会議体があります。続いて、全課長職を男女平等推進員として置いています。また、男女平等推進連絡会という各課の係長職で構成する会議体があります。そして、関係課の係長職で構成するDV被害者等支援連絡会があります。この4つの庁内体制で進めていくという形です。

(4) として、条例第17条の推進拠点になりますが、くにたち男女平等参画ステーション、愛称がパラソルです。大きく2つの事業があり、1つ目は常設の生きかた相談と、法律、職業、心理、S O G I の専門相談による相談支援事業です。2つ目の啓発事業としては、情報誌や出張講座、交流会等を企画しながら、市民に近いところで日々業務をしていただいています。

(5) 、国立市の行政計画として第6次ジェンダー平等推進計画があります。これは令和6年4月

からスタートし、令和10年度までの計画です。この計画の位置付けとしては、条例にも規定されていて、男女共同参画社会基本法、DV防止法、女性活躍推進法に基づく市町村計画の性格も持ち合わせています。

続いて2. 「(仮称) 困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画の策定」ということで、これからどういった議論をしていくのかという参考にさせていただければと思います。

まず(1) 計画策定趣旨で、女性の抱える課題の多様化・複雑化・複合化に対応するため、令和6年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されました。法律第8条に基づく基本計画について、都道府県では策定が義務、市区町村では努力義務となっていて、東京都はこの4月に策定しています。

都内の市区町村を見ますと、男女共同参画の計画の一部に包含する形で、すでにこの4月から策定をしている自治体が数市ありますが、国立市のような個別計画として策定している自治体は都内では現状見受けられません。本日お配りしている大阪市の計画は、この4月からの計画で、単独の市町村計画として現状確認できたものです。国立市では、これまでの女性支援施策の特色を生かして、個別計画として策定していくということです。

(2) 法律の特徴ですが、女性支援の発端は昭和31年の売春防止法による婦人保護事業として始まり、その後DV防止法やストーカー規制法等によって、対象とする女性が拡大しつつ現在まできていました。売春防止法は、女性の「保護更生」という考え方が主流で、「支援」という概念が十分ではないという指摘があります。女性支援法は、女性の人権尊重と男女平等の実現を目指し、「当事者中心主義」と「行政と民間団体との協働」を理念の柱として定め、包括的な女性支援の仕組みづくりを目的としています。

(3) 今回の計画策定の考え方ですが、まず法律の基本理念である「女性の人権」、「ジェンダー平等」の観点を盛り込み、国立市としての「当事者中心主義」の考え方を、計画の中に整理したいということです。次に、国立市が支援してきた女性の現状を整理し、その特徴を明確にするとともに、市としての「困難な問題を抱えた女性」とはどのような女性なのか、こういったことを明確にしていきたいと考えています。そして、「国立市の女性パーソナルサポート事業」について、経緯や現状、課題を記載し、法律の理念である官民協働の重要性をここで明示したいと。続いて、当事者の声や事例を個人情報に十分配慮した上で記載していき、女性支援のイメージが共有できる計画としていきたいと考えています。続いて、女性が困難に陥る原因は自己責任ではなく、社会の構造上の課題として整理していくと。最後に、女性を支援する地域づくりを目指す、ということでもとめていきたいと考えています。

(4) その他として、計画期間は令和7年度から令和11年度の5年間としたいと考えています。東京都の計画も5年間で、1年ずれる形になりますが、次回の都の計画を見ながら、国立市の第2期の計画を検討していくという形がとれればと考えています。

3. 計画策定スケジュールですが、本日第1回の市民委員会がスタートし、市民委員会はその後、7月、8月、9月、11月で、計5回審議の予定です。

その間、事務局の方では、女性支援に関する庁内各部署や市外の関係機関の皆様に対するヒアリングを行います。計画を作るにあたっては、市長室だけのことではなく、関係する部署がどのように認識しているか、ジェンダーの問題と捉えながら相談者への対応をできているか、そういった傾向が見られるものがあるのか、ヒアリングしていきたいと思います。ヒアリング結果については適宜、次回

以降の委員会で皆様に共有させていただきます。

1 1月には、市議会総務文教委員会で、計画の策定経過を報告し、議員の皆様からのご意見をいただきます。皆様から1 2月に答申をいただいた後、市の方では、その内容を踏まえて計画の素案を作り、令和7年1月にパブリックコメントという形で、市民の皆様にご意見をいただきます。その後、2月には計画案をまとめ、令和7年4月に計画開始となります。

ジェンダー平等推進計画は、計画に近い形で答申をいただきましたが、今回は事務局の方で案を用意し、それを皆さんに見ていただきながらご意見等をいただき、徐々にブラッシュアップしていくイメージで考えています。

4. 基本計画の構成イメージとして、現時点での計画の構成のイメージを記載しています。まだ確定ではありませんので、参考に見ていただければと思います。

第1章では、国立市としての基本的な考え方を示したいと思っています。困難な問題を抱える女性とはどういった方々なのか、法律の趣旨、構造的な男女格差の課題、トランスジェンダーに関する整理、これまでの国立市の女性支援施策の変遷、国立市の本人中心主義に対する姿勢、こういったことをまとめたいと。

第2章には計画の概要として、位置付けや期間、策定方法を記載します。

第3章には、現在ヒアリングをしていることも踏まえて、様々な課題の抽出とその分析をしていきたいと思っています。具体的な項目として列挙していますが、こういった女性もいるのではないかとすることは、皆様からご意見をいただきたいと思っています。

第4章は、その課題に対する施策ということで、今後この5年間、またそれ以上も含めて、どういった取り組みが必要なのかということ、施策にまとめていきます。

第5章は推進体制で、どのような組織体制ができれば現実的になっていくのか、こういったところもご意見いただければと思っています。あくまでも事務局の構成案ですので、皆様からご意見いただいて、適宜柔軟に変えていきたいと思っています。

最後のページには条例の施行規則を載せておりますので、参考としてご覧ください。

【太田委員長】 この委員会として、どのようなことが役割として求められているのか、1つ1つ確認したいと思っています。

市民委員会の位置付けについては、第6次ジェンダー平等推進計画の5ページ目に図もありますので、これを見ていただくとわかりやすいと思います。庁内に推進体制の組織がある中で基本計画が決められていくというところに対して、市民委員会としてはその内容について、国立市のこれまでの経緯や特徴を踏まえて意見を述べていくことになるかと思っています。

基本計画の策定というところで、すでに国立市ではこのような基本的な考え方を持っているということで、こうした考え方に対して、市民の目線で意見があれば、積極的に述べていくということはこの委員会ですべていくことになるかと思っています。基本計画を作るのは国立市で、この委員会としては市が作る計画がよりよい計画になるように意見を述べていくと。

スケジュールについては、毎月1回この委員会を開いて、事務局の方で作成された計画の案について、順次意見を述べていくと。

計画の大体のイメージもご説明いただきましたが、それぞれの内容について次回以降詳しく意見交換をしていくこととなりますので、こういった視点が必要ではないかということ、この委員会で積極的に出していただければと思います。

大体のやっていくこと確認しましたが、私もこの委員会に参加したばかりの頃は、何を求められどういう観点からどんな意見を述べる必要があるのか、よく分かりませんでした。疑問に思われたことや、ご自身の経験や見聞きしたことから大事ではないかと思われることを、気楽に発言いただける場だと思いますので、そのようにお取り組みいただければと思います。

では、次の議題に移ります。国立市の女性支援について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 まず資料7に沿ってご説明します。資料7は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定のための、国の作成資料です。

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題であると。こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みの構築が必要であると。

売春防止法は全部で4章の構成でしたが、第3章が今回廃止され、第1章と第2章が残る形で売春防止法という形です。そして第4章の保護更生の考え方が女性支援法の方にスライドしています。

法律の目的・基本理念には、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点を明確に規定しています。国と地方公共団体には、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じるという責務がございます。また、教育・啓発や調査研究、人材の確保、民間団体への財政的な援助といったことを規定しています。

法律に基づいて国の基本方針が定められています。都道府県は基本計画の策定が義務づけられています。都道府県の基本計画には3機関が位置付けられています。女性相談支援センター、女性相談支援員、これは元々婦人相談員です。そして女性自立支援施設、これは元々婦人保護施設でした。

民間団体との協働による支援ということで、支援対象者の意向を勘案する。訪問、循環、居場所の提供、インターネットの活用等による支援、官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援が求められるというところです。また、国・自治体による財政的な補助も必要だと書かれています。こういった法律の考え方を前提に、都道府県や市区町村がどのような役割を果たしていくのが求められてきます。計画の中でも、この内容については、包含する形でまとめていきたいと思います。

【事務局】 続いて、資料4に沿って、国立市における女性支援の取り組みについてご紹介します。

まず、行政における女性支援施策の根拠としては、女性支援法、DV防止法、ストーカー規制法、人身取引対策行動計画などがあります。また、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例には、性別に起因する差別や人権侵害を行ってはならないとあり、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例には、性別を理由とした差別や暴力を禁止するとあります。この2つの条例も国立市における女性支援施策の根拠です。

国立市では、女性相談支援員、これまで婦人相談員と言っていたものが、専任で4名配置されています。多くの自治体では、ひとり親家庭の母・父を支援する母子父子自立支援員と兼務です。また、国立では相談から支援まで、女性相談支援員が一貫して関わるということが特徴です。他の自治体では、相談受付と実働を別の部署でやるということも多いです。

相談件数については、令和元年度に505件だったのが、コロナ禍になって約2倍に増加しています。理由は分かりませんが、コロナが収まってきても、現状はむしろ増えています。

女性支援をしていくなかでの課題についてです。DV等で避難が必要な場合は、公的な一時保護施

設に避難することが第1選択肢となります。ですが、一時保護施設は安全性を最大限確保するために、女性支援相談員がついていかないと外出できないとか、携帯電話の使用ができないというような制限があります。あとは、自殺企図のある方とか、集団生活になじめない方、トランスジェンダーの女性などは、入所が困難という場合があります。これらの課題によって、一時保護は嫌だということで避難を躊躇される方がいます。

一方で、困難な状況に置かれた女性は、生活保護を受けたりシェルターに入ったりして、一時的に脱却するのですが、自立に向けて長期間の支援が必要という方が少なからずいます。行政の女性相談支援員やケースワーカーは、緊急な場合に動いていますので、中長期的な支援に時間を割くことがなかなかできない現状があります。緊急的な課題は解消されても、根本的な課題は解消されないことが多いので、継続的な支援が滞ったことで困難に陥ってしまうというケースが見受けられます。

そういった課題を踏まえて、国立市のほうで出来上がったのが、国立市女性パーソナルサポート事業です。これは2つの支援メニューで構成されていて、まず1つは短期宿泊事業です。公的なシェルターを利用できない人たち、または利用したくないという人たちに、一時的な宿泊場所を提供して、そこに入れてもらいます。その人の状況に応じて複数の宿泊場所を用意しています。

2つ目は、中長期的な自立支援事業です。行政だけでは支援していけない方たちを、J i k k aのスタッフと行政の職員が一緒になって継続的に支援していくというものです。令和3年度からはアウトリーチ機能も追加して支援を行ってきました。令和元年度から徐々に実績は増えてきています。令和3年度に短期宿泊が落ちているのは、緊急一時保護、公的なシェルターの利用が11件と多かったとためだと見えています。

利用された方からの声をいくつか載せています。避難するときの費用面が不安だったけれども、そこを心配せず生活を考える時間が持てた。子どもと一緒に避難できて、学校などにも通い続けられたので、生活状況を変えずに今後の事を考えることが出来た。大きくなったお子さんは、公的シェルターと一緒に入れないという課題もあるので、そういうときも対応できる場合があります。市役所が開いてない時間でも、J i k k aのスタッフの方で対応してもらえるので安心できた。家族間トラブルで家に帰ることが難しかったけれども、一時的でも心が休まる場所があって助かった。子どもが小さくて、思うように外出して相談することができなかつたけれども、訪問してきてくれて一緒に書類整理や金銭管理、今後の相談をすることができた。あと、多子世帯の方で、いろいろ手が回らないときに助かったという声がありました。

以上がパーソナルサポート事業です。他の取組として、1つ目は夜間休日女性電話相談で、NPOに委託して、水曜日と金曜日の19時から22時、土日の17時から22時に対応してもらっています。2つ目は女性DVホットラインの設置で、令和3年から直通のダイヤルをひいています。

あとはくにたち男女平等参画ステーション・パラソルで、性別によらず相談が受けられます。相談だけでなく、普及啓発としてパネル展示やイベントなどをやっています。こちらも、コロナになって急激に相談件数が増えています。ここ2年ぐらいの特徴としては、女性よりも男性の相談が多いです。男性の相談先があまりないので、パラソルを利用される方が増えているのかなと思っています。

国立市の女性支援担当のほか、J i k k a、パラソル、夜間休日女性電話相談を受けているNPO法人の3団体が関わっていて、4者が定期的に集まって情報交換をしています。

その他の女性支援の取組ということで、啓発事業として毎年11月に、女性に対する暴力をなくす運動と児童虐待防止月間をかけて、子ども家庭支援センターと協力してダブルリボンキャンペーンを

行っています。あとは、生理の貧困への支援として、令和3年4月から生理用品の無料配布も行っていて、市の職員を対象にして生理研修も行いました。

【山下委員】 相談数が増えているのは、コロナなどいろいろなことによって、困難状況が増えたから相談が増えているのか、相談窓口の周知が広がった結果増えているのか、どちらもあるのでしょうか。感覚的なものはどんな感じでしょうか。

【事務局】 コロナ禍で増えたときに感じたことは、テレワークなどが増えて夫が家にいると、妻と夫と一緒にいる時間が長くなって、問題が起きたということもありますし、それまで潜在的にあったものが出てきたというものもあるかと思います。緊急事態宣言のときはそれほど多くなかったですが、それが明けたときときから増えたように感じます。それまでは夫も家にいたから連絡ができなかったけれども、電話ができる状態になったから電話してきたみたいに。ただし、そのときはそのように思ったのですが、それは何年も前のことで、件数が多い状況が続いているのはどうしてなのか。周知が進んだと捉えてよければいいのですが。

【金井委員】 電話の相談だけでしょうか。チャットやメールの相談が追加されたということではないですか。

【事務局】 基本的には電話と面談です。

【事務局】 令和2年度、令和3年度については、コロナという言葉が入った相談が多かったと思います。この件数は、お1人の方の相談が複数回あると、それが積み上がっている数ですので、継続的な支援が必要な方が増えたという意味では、困難な度合いが高い方のご相談が増えたことで、相談回数の多い方が多く入っているというのが特徴かと思います。

【太田委員長】 こういったシンプルなデータから読み取れることは限られているかも知れず、相談を求める方が増えていて、実際に相談をされる方が増えたという、それが何によるものなのかは厳密には分からないわけですが、事務局からご説明いただいたように、現場で実際に相談に従事しているからこそかえる背景みたいなものを、この委員会でも共有しながら進めて行けるといいのかなと思います。

【秋元委員】 どういった種類の相談が増えているのでしょうか。DVとか貧困とかひとり親とかいろいろあると思うのですが。

【事務局】 DVの相談をはじめ、離婚の相談、電話相談では職場の人間関係や近所の人との関係などが多いです。

【事務局】 匿名の相談がコロナ禍では多く入っていました。お名前を名乗ることにためらわれた上での相談というのが、コロナ前より多くありました。

【事務局】 居所がないという方もたまに來ます。

【秋元委員】 どういった相談が多いのかわかると、困難な問題を抱える女性というのは、どういう方が特にいらっしゃるのか、ピントしやすいかなと思ってお聞きしました。

【永田委員】 男性からの相談は、例えば仕事の関係とかジェンダーアイデンティティのことかなと思うのですが、妨害や嫌がらせみたいなのもありますか。福岡の方では、電話相談ではないのですが女性支援センターに男性たちの集団が来て、デモをするみたいなことがあったので、杞憂だったらいいのですが。もう1つ、夜間休日電話相談のNPOは、何という団体でしょうか。何か理由があればいいのですが、特になければ教えてください。

【事務局】 メンタルケア協議会というNPOです。

【事務局】 妨害というような問い合わせはあまりないです。

【飯島委員】 パーソナルサポート事業の短期宿泊事業と緊急一時保護の件数が分かれているのですが、何が違うのでしょうか。

【事務局】 緊急一時保護というのは、都道府県が行う公的な施設を利用するもので、そういった施設を選択できない方に対して国立市独自で行っているのが短期宿泊事業です。市が持っている住居が1つあり、ほかに市外のホテルなども国立市が契約しています。公的なシェルターを利用することが難しい方に、「こういった場所があります。」と選択肢をお伝えしながら、その方の状況に合わせた場所に一時的に移っていただけるような、2層の形で行っています。

【飯島委員】 令和3年度は緊急一時保護が11件で、そちらに収まる方が多かったんですね。

【太田委員長】 今日は初回ということで限られた時間でもありますので、また今後確認していけたらと思います。次の議題に移りたいと思います。この後、J i k k a の遠藤さんから活動の中身についてお話をいただきます。そのあと数分時間があると思うので、ご意見等がありましたらそこでお出しいただき、最後3分ほど事務連絡の時間をとりたいと思います。遠藤さん、お忙しい中お越しいただきありがとうございます。

【くにたち夢ファーム J i k k a 遠藤氏】 皆さん、こんにちは。くにたち夢ファーム J i k k a の遠藤と言います。よろしくお願いします。

女性支援新法ができて国立市の計画を作るということで、良いものを作りたいと思って、私たちも頑張りたいと思っています。マスコミにも取り上げられて、国立市は先駆的にやっていて官民の協働がうまくいっていると言われているのですが、どんなことをしているのかを皆さんに知っていただいて、それがよりよくブラッシュアップされていったらいいなと思い、お話しさせていただきます。

女性支援新法は、検討委員会がかなり前に立ち上がって、各界の方たちが頑張ってやっと一昨年制定されたという流れがあります。私たち女性支援団体にはそれがずっと頭にあって、こうであって欲しいなという願いをこめて、ずっと活動し続けています。

そういう意味で、くにたち夢ファーム J i k k a は私が9年前に立ち上げたときに、それも頭の片隅にあるけれども、待ってられない。現場の女性たちも大変な状況にある。DVだけでなくコロナもそうですし、生活困窮がすごく増えている。先程どんな相談が増えていますかという質問がありましたが、私たちのところにもものすごく生活困窮の相談が多いです。最近は70代80代の高齢女性もすごく増えています。10代から20代前半の若年層もうちに4人います。今まで光が当たらなかった女性たちが多く相談に見えています。

J i k k a があるために全国から相談が来て、国立市にもその流れが行ったりしていて、そういうことでも増えているのではないかと思います。そんな諸々の状況の中で私たちがしてきたことを皆さんに知っていただいて、それが一つのベースになっていけばいいなと、そういう意味でお役に立てばいいなと思ってお話しさせていただきます。

この資料は以前私たちが、様々な困難にある女性の支援のために分からないことや勉強したいことがたくさんあるなと思って、支援者交流学習会をやったときに、最後の会に使った資料ですが、ここで吉田室長にもお話しいただきました。全部やると時間がないのでチョイスしてお話ししますが、後でゆっくりご覧いただければと思います。

様々な女性のケースワークや支援の在り方を勉強していったなかで、最後に、それを行政と一緒にやってきたねということがあって、私たちは行政とどんなことをやっていったらいいのだろうという

ことで使った資料なので、「行政と民間の協働」というテーマになっています。

私たちは最初、国立市との研究会を立ち上げましたが、具体的に動いていかなかったので、助成金をとって先にJ i k k aを立ち上げました。これがとても良かったと思います。行政が何かをやるそのときに、民間団体でどこかやってくれるところがないかなと言って、プロポーザルをやったりしますが、私たちは先にやっていて、国立市が様子を見ていました。

この写真を見ていただくとわかりますが、うちはガラス張りです。DVや虐待の被害者支援をやっているところで、こんなガラス張りの事務所を持っているところはないです。危ないと言われて。私たちは、そこからして違うのではないかという思いがあって、たまたま見つかった場所ですが、ガラス張りでもいいのだと。外から見えた方がいいのだと。外からも中からも出入りしやすい。開かれていかなければいけない。DVの問題というのは、個人的な自己責任の問題ではなく、社会の問題、地域の人の問題なのだから、地域の人に知ってもらいたいという思いがあって、見せていく、開いていくという考えで始めました。

行政に限らず皆、遠目に見て危ないのではないかと、怖いのではないかと書いていました。ここは協働の中身のすごく大事なところで、それでもJ i k k aを見ていて、大丈夫そうだから一緒にやってみようかなという国立市が、そこにありました。危なさそうだからJ i k k aには委託できないというふうにはならなかった。

そういう意味で、私たちはよく言いますが、民間団体として行政の下請けにはなりません。自分たちは自分たちで主体的にこうありたい、こういう支援をやりたいということで、自分たちでやってみる。危ないかもしれないけどやってみる。行政はできないかもしれないけど、私達にはやれるということを先行的にやってみる。

その中で、これは行政もできるのではないかと、こうできるのではないかと、提言をしていく。そういうスタンスがすごく大事です。委託になるとお金もらうから言うことを聞かないといけないというところ、それも違うと思います。そういう考え方で私たちはやってきたと、協働というときに皆さんに知っていただきたいし、これからいろいろなところで始まっていくときに、民間団体がそういうプライドを持って、行政と対等に並んでやっていくのだという気持ちでやって欲しいと思っています。

活動内容は7つあります。最初からこんなことをやろうと計画してきたわけではなくて、私たちの支援を求めてきた人たちにとって必要なことをやるという、具体的に増えていった事業です。

まず相談事業です。私は相談員をずっとやっていて、相談事業をやりたいと、相談事業をやるために始めたのですが、相談を受けるとそれに付帯していろいろやらないといけない。この人が自立していくために必要なことは何なのかと言ったら、病院に一緒に行くとか、警察に行くとか、役所に行くとか、子どもの面倒を見るとか、部屋はどうするのかとか、いろいろなことが出てきます。その人が例えばDVを受けて逃げてきた後、元気で安定した生活を営んでいくために必要なメニューは何かと考えたときに、必要なことを必要なだけやっていって結果、この7つの項目に挙げられるメニューができていきました。

それをやる中で、国立市との連携の経緯と書いてありますが、基本的に私たちは断らない。断らないといっても、何でもできるわけではないです。ただ、入口ではまずお聞きして、何に困っているのかということをお聞かせいただいたうえで、何ができるかなと一緒に考えて、できないことはあるけれど最大限できるように頑張っていくと。その時に、私たちにできないことがあります。例えば、コロナのときには、公的シェルターを使ったケースがたくさんありました。ストーカー的な相手で、何

としても探し出してやるみたいなことになると、とても危険です。そういう時はご本人も危険がわかるので、隠れたいとおっしゃるし、公的なシェルターがいいですねとなっていく。

最初にお聞きして、そこでしっかりとアセスメントして、公的な支援の方が適しているのではないか、そうではないのではないかと、よく話をし、最適な支援をしていく。そのために入口では断らない。どんなお話でも聞きます、どんなお困りごとでも聞きます。愚痴でもいいです。愚痴から見えてくることもある。そういう意味で、地域に開かれていてガラス張り、いつでも前掛けとサンダルで来られるときに来て、お茶を飲みながら「実はね。」と話し出す場合もあるわけで、地域の中の居場所としてあるという意味は、そういうところにあるのかなと思っています。

その中で、官ができること民ができることというふうにする。断らない支援というと、何でもやると聞こえるかもしれませんが、単に何でもやるということではなく、様々なアセスメントをしながら最適な支援をしていくために、最初は絶対に断らないということです。

協働の経緯としては、2013年に共同研究会のシンポジウムをしました。その中に吉田室長が入っていらっしやった。そのあと2015年に、「役所は何もやらないし予算もつけない。」と私たちは焦れて、WAMの助成金を取って立ち上げました。そして、2018年から夜間休日電話相談を受けたり、パラソルと協働したりして、2019年にパーソナルサポート事業が、きちんと提携して委託を受けるという形で始まって、これをやってから5年になるわけです。

その結果、女性支援新法ができてみたら、女性支援新法に書いてあることを私たちが先駆的にやってきたということで、もう1回改めて国立市とJ i k k aが民間と行政の協働として、きちんと整備して事業もやっていきたいと思いますというのが、これからということです。

当事者中心主義と官民協働というのは、私たち民間として現場で支援している側からすると、これのためにやっているようなものなので、改めて言わないといけないのかなと思いますが、でもここはすごく大事なところなんです。本当にその人が何を望んでいるのか。

例えばすごく危険で、公的なシェルターに入った方がいいのではないかとこちらが思っても、その人は「嫌です。そんな遠くに行きたくありません。近くに友達もいるし、子どもが学校に行って、仕事もある。やめたくない。学校も通わせたい。」といったときに、「危ないから行きなさい。」と。私も女性相談員をやっていたので、「そうは言っても命が大事だから、少しの間でいいから我慢して。2週間でいいから施設に行って。」と、言っていました。その人はどうするかというと、行くのだけれども、3日して嫌で帰ってきたりとか、2週間いるけどその後引っ越した先で孤独になって戻ってきたりとか、そういう経験をすごくしました。それはやはり違うのではないかと。

私たちは、相談者が来ると、「大変ですね。」と、そこからスタートするのですが、その人はずっとDVを受けていて地続きです。逃げようか逃げまいかと思っていたけど、逃げようと思って来た時に、「逃げるのですね。あなたの生活はここまで。ここから先は別の生活です。」と、私たちは言えるけれど、その人はそんなこと出来ないわけです。「じゃあいいです。もう帰ります。どうやって生活できるかわからないし、夫に食べさせてもらえれば生きていけるのだから、そっちを選びます。」というふうに戻る人も結構いるし、行ってもまた夫のところに戻ってきたりする。

私たちがやっている支援というのは一体何だろうと思ったりすることは何度もあります。当事者中心主義というのは、その人が、すぐに決めなくてもいいから少しゆっくり休んで、その間にどうしたいか決めて、決めたことに従って、その人がこうしたいということに沿ってやっていくということです。その時に私たちだけではできないので、官民協働で一緒にやると。

「あなたの気持ちわかるよ。シェルター行きたくないよね。ここにいたいよね。…だけどね。」と切り替えして行って説得する。これでいけるのだったらいいのだけど、あまりうまくいかない。「実践的であること」とここに書いてあるのは、そういうふうに支援しようという話です。わかるけどできませんというのは、実践的であるとは思わない。わかるならそれをやろうよと。

1つだけ事例を出します。10代の外国籍の女の子がいて、その子はすごく大変な思いをして、恐いお父さんに育てられて、夜間中学に行っていて、暴力を振るわれて担任の先生が逃がした。逃がしたけれど行くところがない。シェルターに入れてもらったけれども、働けないし、お父さんの庇護のもとにあるから、お父さんから逃げるのは大変です。どうしようかと言って、行くところがないと言って、うちに見えた。

学校に通いたいけれど、通ったら親が連れ去りに来るし、知り合いもいて危ないから、学校も無理だねという支援の側から始まりました。本人も「もういいです。学校諦めます。」と言ったけど、私はそれを聞いて、本当にそうかなと。この子が唯一日本で自分の心の支えになっているのは、その夜間中学だけなのです。それを彼女から取ってしまう。危険かもしれないけど、何とかそこに通えないのかと思いました。本当にやめていいのか聞いたら、本当は行きたいと。そこしかない、友達はそのしかない、私を分かってくれる人はそこしかないと。

それを奪ってはいけないだろうと思って、ではどうするか。すごくハイリスクだけれども、どうやったら彼女が夜間中学に通えるか、どうやったらそういう体制やチームがつかれるのかということ、皆さんとすごく議論して、送迎をやろうと。ぴったりくっついて、連れ去られそうになったらすぐに警察を呼んで、先生も友達も一緒になって守って通おうというふうにして、今通っています。そのお父さんには、弁護士を通してきちんと話をし、妨害しないでくださいねと。彼女の学ぶ権利はあるのだから邪魔しないでくださいと、弁護士を立てて言ったら、最初は文句言ってきたけど、連れ去りに来たりはしていません。

できるのです。だけど、実践的にやってもみないで危ないからやめようと、周りが皆言った。その子は、助けてくれる人が皆「学校はしょうがない。諦めよう。やめよう。」と言えば、やめるしかないと思って、「やめます」と言うのです。「行きたいと思うけど、行かせてあげたいけど、行けないよ」という前に、本当に行けないのか、行く方法はないのかということ、支援する側が実践的にチャレンジしないといけない。

女性支援新法というのは、そういうふうに使っていかなければ意味がないと思っています。今までのように隠したり逃がしたりするという方法ではなくて、その人が元気で堂々といきいきと、地域の中で生きていける方法はないのかということ、考えるための法律だと思うので、皆さんに理解していただいて、国立市の計画も当事者が中心になって、その人たちが元気になって自分の生活を自立して営んでいく支えになるような計画を作っていただければうれしいと思います。逃げ惑わなくてもいいやり方というのを、ぜひ考えていただきたいと思います。

パーソナルサポート事業については、8つのメニューで国立市と一緒にやっています。相談支援、入口の相談です。電話でもメールでも面接でもやります。心理的な支援が必要な方は、カウンセリングをしたりグループワークをしたりします。

宿泊支援は、一晩泊めてくださいというパターンもあるし、行き先が決められないから決まるまでと、1週間とか2、3週間の場合もある。そのつもりでいたけど、部屋が空いていてずっと使えるときは、ずっと居たいですというケースもあります。民間のシェルターだと、財政的な問題で仕方がな

いのですが、2週間とか3週間とか決まっていることもあります。私たちはその人たちが決めることだと思っています。借り上げをしている部屋もありますが、借り上げだと、人が使わなくて家賃が入ってこなくても、私たちが負担しなければいけないので、つぶれていくのです。誰も使っていないのに家賃だけは払えるほどの財政力を、私たちは持っていません。

だから何室かは緊急用にあります。基本的にはご相談があったときに、どういうふうにしたいか聞いて、アパートを借りたいというときは、まず本人が借りられるかどうか。借りられなければ、一緒に借りに行きましょうというところから始めます。空いた部屋がいつもあるという状態ではないけれど、「空いていません。」と言うのではなくて、「一緒に探します。URに聞いてみます。それでもいいですか。」と聞いて、「じゃあ行ってみます。」という人が、部屋を借りるところから一緒にスタートして動いていく。

生活保護で家賃が出る場合もあるし、働いていてご自分で家賃を払ってくださる方もいる。しつらえて抱え込んであげるのではなくて、一緒にやっていくというふうに考えます。緊急のときは空いている部屋があれば泊っていただくし、なければ私たちの居場所になっている奥のお部屋も使えるので、何とか泊めることもできるし、最悪は私の家に泊めることもあります。

居住支援というのは、URと提携していて、部屋がなくてお金もないという方は、初期費用なしでURが提供してくれているので、低廉な家賃で私たちが借りて、サブリースでお貸しするというふうになっています。

同行支援は、ありとあらゆるところに行きます。夜間中学に通うというのも究極の同行支援だと思っています。

それからアウトリーチ。おうちに行って様子を見たり、お話を聞いたり、一緒に掃除をしたり、片付けをしたり、あとお子さんがたくさんいる家庭では、お鍋にシチューを山ほど作って持っていくとか。食卓を囲む習慣がないおうちでは、持って行っても食べられているかわからない。だから夕方に持って行って、テーブルの上にお鍋をどんとおいて、「ごはんだよ。手を洗って。」と言って、置いてくるということもあります。

食糧支援というのは、フードパントリーを月に2回やっています。無料で食料を配布するのですが、最近はニーズが多くて、分けられる食材が少なくなっています。スーパーのかごに一時は山盛りにあったのですが、先日やった時は一層並んだだけでスカスカです。助成金も取っていますが、一生懸命あちこちから集め始めました。食料支援が必要な人たちが増えていって、物価も高くなっているし、光熱費は高いし、仕事はないという状況がずっと続いているので、食糧支援が最近すごく大事になってきています。

就労支援というのは、自分でハローワークに行ける人はうちには来ないので、まずは挨拶ができるところから。入ってきたときに「こんにちは」と言って、ご飯を食べるときに「いただきます」と一緒に言うところから始まります。就労支援というのは一つの社会参加なわけだから、人と接したり、しゃべったり、挨拶したり、お茶碗を洗うことから始める。そうやって人と何か一緒にやること出来るようになったら、「少しJ i k k aのボランティアのスタッフをやってみる？」とか言って、J i k k aのごはんを作ったり、お掃除をしてもらったり、お手伝いをさせていただいて、少しずつ積みあがっていくと、「リカバリーの学校に行ってみようかな。」とか言って、そういうところに行ったりして、J i k k a以外の人と交流したり、アルバイト先に行ったりする。

世間一般で言う就労支援なんて形の整ったものではなくて、その人が他の人と関わり、少し自分で

できることをやってみようかなという気持ちになってもらうための支援というふうに、考えていただいた方がいいと思います。

パーソナルサポート事業をやっているの課題ですが、いろいろなところから支援の要請があって、いろいろなところから来ます。行政からも問い合わせがあるし、ご本人が直接いらっしゃる場合もある。そうするとケースワークをやるときも、広域連携が必要になってくる。住民票をどうやって移すかとか、健康保険どうするかとか、その方が住民票を置いている自治体に問い合わせをしたりしますが、その地域の行政に違和感を持ったり不信感を持ったり、行政そのものが嫌いな方もいるので、連携はなかなか難しいです。本人が行けないから私たちが問い合わせをすると、「その方は虐待ではないのではないですか？」とか、「精神疾患ではないのですか？」とか言われて、相手にされなかったりします。「その方はうちが嫌いでそちらに行かれたのだから、そちらでやってください。」と言われることもあります。

すごくおかしいと思います。国立市だけ頑張るのではなくて、広域連携が出来ないと支援が非常に難しい。どんどん来てしまうから、国立市の生活保護の件数が増えているという現状があるわけで、決して悪いことではないのだけれども、ここに行かないと受けられないという支援はおかしいわけで、日本全国どこに行っても、同じような支援が受けられるような、そういうものを作ってもらいたいと思いますし、そのモデルになるような計画を国立市で作ってもらえたらと思います。

最後に、「支援者という隣人であるために」ということで、いろいろな機関や専門家の人達が、いろいろなスタンスで支援をなさっていると思うけれども、私たちは地域の中でガラス張りの支援をしていて、専門家ではない。その人の専門家はその人だと思うのです。その人のことはその人に聞かないとわからないです。いろいろ解釈したりすることはできるけれども、カテゴライズするとそこから出られなくなってしまう。そうではなくて、一人の人として、一人の女性として、どんな人生を歩いてきたのか、どんなことを考えて来たのか、ということと共に生きていく。そうやって「隣にいるよ。いつでもいるよ。」というふうに隣人であり続ける。これが、地域で支援する私たち市民が、民間の支援者として支援していくときの、大切なポイントだと思っています。

その中で、心理が得意な人もいるし、いろいろな専門性がある人もたくさんいるけれども、そこでおつき合いでするのではなくて、そういうスキルもあるし、知識もあるけれども、それはあなたのために役立つときは使うけれども、役立たないときは使いませんというスタンスがすごく大事です。それを使おうと使うまいと、「私はあなたの隣にいる地域での仲間だよ。同じ女性だよ。気持ちはわかるよ。」というところで、常にあり続けたいと思って、私達スタッフはやっています。そういう意味で、民間と行政がそれぞれの持ち味をいかしてやっていけば、すごく力強い支援ができていくと思うし、いろいろな課題が見えてきて、その場ではすぐに解決できなくても、解決できる方法を見いだしていけると思うのです。

法律が出来たから何か出来るというのではなくて、法律が出来てそれを根拠にして、実践的な活動をしていくことによって、初めて課題が見えてくる。DV防止法も、DV防止法が出来て、DV被害者が声を上げることが出来るようになってきた。法律が出来たから、問い合わせも相談もこれからすごく増えていくと思います。そのときに、法律にはこれがあるからこれをやるけど何かはできませんと言うのではなくて、これはどうやったら法律を使って支援できるのかなと、考えていくことが出来るようになっただけです。これを最大限利用して、どんな問題も解決できるのだという自信を私たちが持って、実践的に取り組んでいくというスタートにやっとなら立つのだと思います。そういう意味で、

国立市の計画がそういうことの支えになって、支援する人もされる人も安心して、これがあるからやれるねという計画を作っていたら、すごく嬉しいと思います。

官側の連携協働、民間の協働連携が前提で、1つの民間団体と女性支援担当と一緒にやれば良いというのではないのです。女性支援担当はすごく大変だと思います。私が電話をして、「今日この人が行くからケース会議をやって。」と言うと、あちこちに電話して関係者を集めてくれます。これができるのは、役所の中の連携が非常に上手くいっているからです。女性支援担当がコーディネーターとしてすごく力があって、いろいろな部署との関係性が上手くいっているから、電話一本で集まってもらえるのです。

私たちは、官ができないことを民でやろうとするときに、精神しょうがいの人、身体しょうがいの人、お子さんのいる人、いない人、高齢の方、いろいろな方がいる。その人たちの支援を、民間側のいろいろな事業所とか、民間で活動している人たちと繋がりがあるから、支援がつくれていく。民の連携、官の連携それぞれの、地域なり行政内部の連携があって、その2つの連携が一緒になるから、いろいろな連携で提供できるのであって、単体の1つの女性団体と、役所の中の孤立している女性支援担当がやっても、何もできません。

それぞれがそれぞれの中で、連携協働の体制を作りながら一緒に、官と民がやっていかないと意味がないと思っているので、庁内の連携というのを計画にはぜひ入れていただきたいと思います。私たちがそれぞれの部署の担当者と連携するというのは、いちいちやってられません。それを女性支援担当にお願いすると、いろいろ調整してくれたり同行してくれたりする。そういう形を行政内部につくってもらうことがすごく大事で、女性支援新法が上手くいくかいかないかの半分は、庁内の連携が上手くいくかどうかに関わっている。これは東京都もそうだと思います。

最後に書いてある「自分たちで完結する支援は持続可能とはならない」。最近、民間のシェルターがいっぱい潰れていきます。20年やったから力尽きた、年を取ったというところが増えて、せっかく新法ができたのに、潰れていくところを幾つか聞きます。支援する側が「もうできません。」と言うと、支援される側は明日からもうないというわけにはいかないのだから、持続可能な支援のあり方というのは、自分たちだけで満足するのではなくて、課題をちゃんと共有しながら、ちゃんと先を見ながら支援をしていくということがすごく大事です。

これは女性支援新法ですが、決して女性だけのことではなくて、女性が元気な地域というのは絶対元気になると思うのです。なので、地域づくりの大きな計画だと思って臨んでいただけるとすごく嬉しいと思います。

【太田委員長】 J i k k aさんの活動や問題を、エッセンスを絞って短い時間でありがとうございます。終わり時間が迫っているのですが、お聞きになりたいことはありますか。特にないようでしたら、また遠藤さんにお話を聞かせていただく機会を、さまざまな形でいただければと願っています。国立市のこれまでの女性支援の取り組みは、おそらくJ i k k aさんの活動抜きには語れないところがあり、この委員会での今後の議論の出発点として、大変重要なお話を聞かせていただきました。

もう少し時間があれば皆様のご意見をいただいて、次回に繋げられればと思っていたのですが、次回にそういった時間がとれればと思います。最後に事務局から次回の進め方について説明をいただいて、終わりにしたいと思います。

【事務局】 次回の委員会は7月18日木曜日の17時から、市役所第1・第2会議室で開催しま

す。次回委員会では、基本計画の第1章・第2章・第3章について、事務局が資料をまとめますので、ご意見をいただくという形になります。

資料については、開催の概ね1週間前にメールでお送りしますので、ご確認ください。本日の委員会の議事録は、概ね1週間後にメールでお送りしますので、ご確認ください、修正等があればご連絡ください。確認後にホームページに公開します。

本日お配りした資料については、次回以降も必要に応じて同じものをご用意しますので、持ってきていただく必要はございません。本日お配りした資料は、持って帰っていただいても、置いて行っていただいても構いません。

【太田委員長】 そうでしたら、次回以降もよろしくお願いいいたします。本日の配付資料に第6次ジェンダー平等推進計画もありますが、前期の委員会でかなり密に議論して、第5次計画に対する最終評価もかなり盛り込んだ形で作られた計画です。なぜ男女平等ではなくジェンダー平等なのかというのは非常に重要なところでもあり、お目通しいただければと思います。その他も、限られた回数で密な議論をしていくことになりますので、皆様お忙しいと思いますが、事前にご準備いただけますとスムーズに進むと思いますので、ご協力をお願いいたします。今日はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

— 了 —